

兵庫県公報

令和元年10月23日 水曜日 第51号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	3
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の指定（北播磨県民局）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	9
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11

告 示

兵庫県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川市東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 浩 之	加古川市八幡町中西条434番地
同	山 本 修 三	同 市八幡町中西条438番地
同	前 田 功	同 市八幡町上西条30番地の1
同	前 田 豊	同 市八幡町上西条70番地
同	木 村 正 敏	同 市八幡町下村289番地
同	本 岡 壯 一	同 市八幡町下村684番地
同	馬 田 浩 平	同 市八幡町野村511番地
同	中 嶋 三 郎	同 市八幡町野村614番地の2
同	藤 田 敏 彦	同 市八幡町宗佐836番地
同	松 尾 泰 成	同 市八幡町宗佐487番地
同	岸 本 宗 郎	同 市八幡町船町111番地
同	小 澤 善 郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	松 本 洋 一	同 市八幡町宗佐337番地の2
同	畑 義 生	同 市上荘町国包218番地
監 事	谷 川 互	同 市八幡町船町73番地

同 就任役員	戸 田 正 文	同	市八幡町中西条432番地
役員の区分	氏 名		住 所
理 事	花 房 衛		加古川市八幡町中西条387番地
同	山 本 修 三	同	市八幡町中西条438番地
同	前 田 功	同	市八幡町上西条30番地の1
同	蓬 萊 昭 雄	同	市八幡町上西条761番地の4
同	篠 原 强	同	市八幡町下村279番地
同	本 岡 壯 一	同	市八幡町下村684番地
同	中 嶋 日出彦	同	市八幡町野村692番地の1
同	辰 巳 和 正	同	市八幡町野村460番地の3
同	織 田 正 樹	同	市八幡町宗佐1205番地
同	松 尾 泰 成	同	市八幡町宗佐487番地
同	松 尾 信 也	同	市八幡町船町99番地
同	松 下 哲 也	同	市山手2丁目13番1-201号
同	松 本 洋 一	同	市八幡町宗佐337番地の2
同	畑 義 生	同	市上荘町国包218番地
監 事	谷 川 互	同	市八幡町船町73番地
同	戸 田 正 文	同	市八幡町中西条432番地
同	前 田 恒 美	同	市八幡町上西条778番地の2



兵庫県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
福江土地改良区	令和元年10月1日



兵庫県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年10月8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	兵庫姫路1（峠池）地区	令和元年10月23日から 同 年11月12日まで	姫路市役所
同 上	兵庫姫路1（竹太郎上池） 地区	同 上	同 上



兵庫県告示第503号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
代表取締役社長 大 西 浩 介
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	10号ニろ過施設 (No. 1、No. 2)	10号ニろ過施設 (No. 3、No. 4)			
能 力	20,000L/回	30,000L/回			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,500	2,000	1,500	2,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	800	1,000	800	1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	300	500	300	500
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	60	80	60	80
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	20	26	20	26
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		3	3	0.5	0.5

10号ニ ろ過施設 (No. 5、No. 6)	
7,000L/時	
同 左	
着手後1日	
同 左	
8時~18時 8時間	
同 左	
通 常	最 大
5.8~8.6	5.8~8.6
100	200
100	200
25	50
10	15
1	1.5
0.1	0.1

(4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2～21	No. 1	No. 2～22
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	30	雨水専用排水口	30	雨水専用排水口
	最大	80		80	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8～8.6		5.8～8.6	
	最大	5.8～8.6		5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	1		1	
	最大	10		10	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	5	5		
	最大	10	10		
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.1	0.1		
	最大	1	1		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第504号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

	指定区域	埋立地の区分
1	赤穂郡上郡町岩木字船谷甲178番地 (※平成30年4月27日時点)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
2	たつの市揖保川町馬場字立通966番1、989番1 (※平成27年4月7日時点)	政令第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号
3	神崎郡神河町福本字中野1083番、1084番、1085番、1086番、1087番、1088番、1089番、1090番、1091番、1092番、1093番、	政令第13条の2第1号

	同郡同町福本字一ツ休1197番2、1197番3、1197番4 (※平成30年3月6日時点)	
4	神崎郡神河町福本字大師河原229番の一部、238番 (※平成30年3月6日時点)	政令第13条の2第1号
5	洲本市中川原町安坂字楠谷268番2、270番、270番1、271番、271番1、271番2、271番3、271番4、272番、273番1、273番2、273番3、273番4、273番5、273番6、273番7、273番8、274番1、274番2、274番3、274番4、284番、284番1、284番2、289番1、289番2、291番、291番2、291番3、 同市中川原町安坂字井家ヶ谷丸山275番、 同市中川原町安坂字宝前281番1、 同市中川原町安坂字銀屋290番、290番1、290番4、290番5、 同市中川原町安坂字生子290番2、290番3、291番1、 同市中川原町安坂字白別當292番、292番1 (※平成30年3月22日時点)	政令第13条の2第1号
6	南あわじ市桜花の郷1番の一部 (※平成30年3月26日時点)	政令第13条の2第1号



兵庫県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月8日から同年11月29日まで
- 3 作業地域
新温泉町清富地内



兵庫県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月15日から令和2年5月30日まで

3 作業地域

尼崎市武庫之荘八丁目地内



兵庫県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月1日から同年9月24日まで

3 作業地域

尼崎市富松町三丁目地内



兵庫県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月13日から同年9月20日まで

3 作業地域

西宮市越水町地内



兵庫県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量(再設)）

2 作業期間

令和元年8月13日から同年9月20日まで

3 作業地域

西宮市宮西町地内



兵庫県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第R01北播予定 0001号	1.10.10	三木市加佐字西畑ケ514番3の一部、551番4、 551番5の一部、552番1の一部、552番3の一 部、551番4地先水路	16.00	21.69
-------------------	---------	--	-------	-------



兵庫県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H31淡路位置 0001号	1.10.8	洲本市栄町三丁目451番1の一部、451番10の 一部	6.00	32.40
第R01淡路位置 0011号	1.10.8	洲本市桑間字堂ノ本616番1、616番16の一部、 616番17	4.10	29.30

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
コ	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1014.88	宅地	12,991	1,300
サ	赤穂郡上郡町井上中道181番6	519.35	宅地	12,776	1,278
シ	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅地	12,052	1,206

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
 - (11) 日本語を完全に理解できない者
 - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
 - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
 - (3) 受付期間
令和元年10月23日（水）から同年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和元年10月23日（水）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、令和元年11月8日（金）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
令和元年11月25日（月）午後1時から同年12月2日（月）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
令和元年12月2日（月）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス加古川野口店
所在地 加古川市野口町良野844番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	宍粟市山崎町今宿129番地の1	安黒嘉宣
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ダイレックス野口店
 - イ 変更後
ダイレックス加古川野口店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	貞方宏司
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	多田高志
- 4 変更年月日

令和元年5月1日ほか
- 5 届出年月日

令和元年10月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和元年10月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号